

## 沼津市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託(追加接種) 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

### 1 目的・趣旨

新型コロナウイルスワクチンの接種は、2回のワクチン接種を行い、事業が終了する予定であったが、研究が進み、ワクチンを2回接種したのち時間が経過すると抗体値が下がってしまうことが判明した。しかし、ワクチンを追加で接種することで抗体値が再度上昇することも判明したため、2回目接種から8か月経過後に追加接種(3回目接種)を行うこととなった。沼津市では、各医療機関で接種を行う個別接種とキラメッセぬまづ会場で沼津市が主体的に接種を行う集団接種を組み合わせる追加接種を行っていく予定である。また、従来、集団接種会場では、ファイザー社製のワクチンを使用していたが、追加接種においては、モデルナ社製のワクチンを使用する見込みである。しかし、国のワクチン供給次第では、集団接種会場において使用するワクチンが途中で変更となる可能性もある。ワクチン変更によって(1バイアルから接種できる人数も異なるため)会場設営や動線等も変更を要することから、従来の会場運営では想定しなかった問題が発生する可能性がある。本業務は、キラメッセぬまづ会場での会場運営において、沼津市だけでは人員やノウハウが足りないため、それらを委託業務にて発注するものである。

受託者には、催事運営の経験やノウハウ、質の高い人員の継続的な手配及び現場でのスタッフコントロール、運営の効率化及び現場での臨機応変な対応などにおいて、専門性や積極性が求められるため、プロポーザル方式(※)により契約にふさわしい者を選定する。この要領は、「沼津市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託(追加接種)契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

### 2 契約の概要

(1) 業務名 沼津市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託(追加接種)

#### (2) 業務内容

- ・別紙「沼津市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託(追加接種)プロポーザル公募仕様書」のとおり
- ・想定運営カレンダー、会場レイアウト、会場マニュアル案、運営及び設営撤去資材等からなる「運営マニュアル等」は個別提供。これら資料はあくまで案であり、下記提案額以内であれば事業者独自の提案をしても構わない。

(3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 提案上限額 37,890,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### 3 問い合わせ・書類提出先

沼津市市民福祉部健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種室

(〒410-0881 沼津市八幡町 97 沼津市保健センター内)

担当 日吉 電話 055-951-3588

E-mail [vaccine@city.numazu.lg.jp](mailto:vaccine@city.numazu.lg.jp)

### 4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 過去 5 年間に於いて国及び地方公共団体の関連業務の受託実績を有しない者

### 5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 3 年 1 2 月 2 4 日(金) ホームページに掲載 (別配布資料：想定運営日・運営マニュアル案の提供開始)
2	質問受付	令和 4 年 1 月 7 日(金) 12 時までに電子メールで
3	質問回答	令和 4 年 1 月 1 2 日(水) までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込 (再委託承認願)	令和 4 年 1 月 1 4 日(金) 12 時必着
5	プロポーザル参加承認 (再委託承認)	令和 4 年 1 月 1 7 日(月) 17 時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日 から令和 4 年 1 月 2 0 日(木) 12 時まで
7	選考会(書類選考)	令和 4 年 1 月 2 1 日(金) 予定
8	選定結果の通知	令和 4 年 1 月 2 1 日(金) 予定
9	契約締結	選定結果通知後 すみやかに

### 6 本プロポーザルへの参加及び履行にあたっての注意点

今回のワクチン接種の緊急性による不確定要素に柔軟に対応できるよう最適な運営

体制を確保する観点から、本プロポーザル及び契約・履行における特記事項を以下のとおり示す。

#### (1) 契約内容について

プロポーザルで選定された契約候補者を選定したのち、当該事業者のプロポーザル提案内容や市へのワクチン供給量等を踏まえ、仕様の内容、契約額（一日の運営パターン別の単価）など詳細を契約候補者と協議し、契約を締結する。

#### (2) 運営スケジュールについて

集団接種会場の運営日は本市へのワクチン供給量及び市民への接種状況によって調整していく必要があるものの、ワクチンの配送は1か月前には大勢が判明していると予想されることから、市が沼津医師会と調整の上、以下の2段階を目安に週単位で順次固めていく。受託者には市から運営スケジュールの見通しを随時伝達する。

#### 【週単位の運営日 決定プロセス】

##### ①仮決定

6週間先の週の運営日を仮決定する。

##### ②本決定

4週間先の週の運営日を決定する。

#### (3) 契約金額・支払いについて

本業務の支払いは、当月の運営実績に応じ翌月に支払う部分払い方式とする。詳細は「10 企画提案書等の提出 (3) 見積書」を参照のこと。

なお、一度委託運営が決定した日について、ワクチンの入荷がされなくなった等の不測の事態から取りやめることとなった場合（市直営に変更する、またはキラメッセぬまづでの集団接種そのものを中止する）の受託者が準備に要した経費については、双方の協議とする。

#### (4) 再委託について

市が事前に承認した場合は、会場運営に適した人員確保や会場設営等、業務の一部の別事業者への再委託を可能とする。

再委託を予定するプロポーザル参加希望者は、プロポーザル参加申込書提出時に併せて再委託承認願を提出するものとする。市の再委託認否については参加承認通知時に併せて通知する。また、再委託を承認された場合は、企画提案書において再委託部分の説明を盛り込むこと。

## 7 質問受付・回答

#### (1) 質問方法

業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順や契約手順等についての手続きに関する質問は電話等で随時受け付ける。

## (2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

## 8 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可。郵送後、担当者に電話で連絡）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(5)(6)(7)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 様式1 1部

(2) 関連業務実績表 様式2 7部

記載業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付

(3) 再委託承認願（再委託を予定する場合） 様式4 1部

(4) 会社概要 7部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

(5) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 様式5 1部

(6) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

(7) 納税証明書（参加申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）

①沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

②沼津市固定資産税納税証明書（令和2年度のもの）

③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

## 9 プロポーザルへの参加承認

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、参加申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、期限翌日の正午までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

## 10 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出

(郵送可。郵送後、担当者に電話で連絡)する。

- ①企画提案書提出届 様式6
- ②企画提案書 様式自由
- ③実施体制調書 様式7
- ④見積書 様式自由 (宛名は沼津市長とし、日付は提出日とする。押印は不要)

**(2) 企画提案書等の規格 (不備がある場合は、一切受け付けない。)**

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「(1) 提出書類」のうち、②～④については、すべて自社名を入れず (入っている場合は受け付けない)、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振った事業者記号 (アルファベット) を各書類の1 ページ目の右上に明記すること。
- ②「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②～④については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを7部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

**(3) 見積書**

見積書は、以下の内容を含んだものを作成する。

①運営区分別の運営単価

運営単価は、以下の運営区分表ごとに単価を設けることができ、キラメッセぬまづ多目的ホール1/3使用時、2/3使用時及び3/3使用時並びに設営及び撤去のみを行った際の単価を設定すること。この際、単価は接種予約人数により変動するものとする。1/3使用時は、600人、2/3使用時は1,280人、3/3使用時は、1,600人を想定している。なお、提案上限額以内となるならば、受託者独自の単価でも構わない。

②運営カレンダーに基づき運営した場合の総額

- ・総額は消費税及び地方消費税額の額を含み、税額分金額を別に明記する。
- ・総額は①のパターン別運営単価により運営カレンダー (公募時の想定。別途配布の「運営マニュアル案」参照) のとおり運営実施した場合の積み上げ額を基本とし、「2 契約の概要」に示す提案上限額以内とする。任意の端数処理は差し支えない。

**運営区分表**

	運営予定時間	設営※1	撤去※2
A	13時45分～18時00分	全面	簡易
B	13時45分～18時00分	簡易	全面

C	13時45分～18時00分	全面	全面
---	---------------	----	----

※1 設営欄

前日に未使用であり当日運営開始前に全面的な設営を要する場合は「全面」、前日使用しており当日は簡易設営のみとなる場合は「簡易」と表記

※2 撤去欄

翌日に運営を行わず当日運営終了時に全面的な撤去を要する場合は「全面」、翌日も運営するため簡易撤去のみとなる場合は「簡易」と表記

(4) その他、注意事項

- ①企画提案書は、実施体制調書、見積書を除き 10 ページ以内で作成すること。「別表 評価項目」に示されるものは特に具体的に説明し、見やすいもの、わかりやすいものとする。
- ②再委託を承認されている場合は、企画提案書に再委託の概要を記載すること。
- ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④提出後の提案内容の修正は一切認めない。

## 11 契約候補者の選定

(1) 選定方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「沼津市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託(追加接種) 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

## 12 選定結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

## 13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

## 14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などから最も本件の契約相手方にふさわしい事業者を選定するものであり、仕様については契約時の状況を踏まえ決定するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

## 15 契約締結後

受託者はすみやかに委託者との初回打合せを行い、業務スケジュールを確認すること。

## 16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合はあるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

## 17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

### 【別表 評価項目】

評価項目	配点	合計配点
------	----	------

(1) 運営方法	①会場内の各エリアの特性に応じた人員※の手配を検討しているか【人員配置】	15	40
	②人員への指示系統や具体的な指示方法等、即時性のあるコントロール方法が示されているか【統制】	15	
	③運営時の不測の事態にも対応できる柔軟な体制や工夫はあるか【柔軟性】	10	
(2) 業務適正	①現況、業務の趣旨、運営の全体像及び一日の流れなど基本理解は十分か【現況把握・業務理解】	10	60
	②人員の継続的確保について具体的に示されているか【人員確保】	25	
	③同種業務の実績は十分なものか【経験実績】	15	
	④よりよい運営方法等、提案者独自の強みが活かされているか【独自性・積極性】	10	
		100 / 100	

※本表の「人員」はすべて受託者側が手配し、運営中は受託者の管理下に入る運営スタッフを指すものであり、医療従事者等は除く（医療従事者の手配及び運営時の連絡調整・指示は委託者が行う）